

## 出雲市キャッシュレスポイント還元消費喚起事業 指定店募集要項

本市では、新型コロナウイルス感染症地域経済対策として、市が指定した店舗(以下、指定店)でキャッシュレス決済(QRコード決済、バーコード決済)を行った消費者に対し、ポイントを付与することで消費喚起を促し、コロナ禍の影響を受けた市内中小企業者の売上回復を支援する「出雲市キャッシュレスポイント還元消費喚起事業(以下、「ポイント還元事業」という。)」を実施します。

本事業の実施にあたり、消費者に対し、ポイント付与をすることのできる「指定店」を募集します。

### 1. ポイント還元事業の概要

市内の指定店において、商品・サービス等を市が指定するキャッシュレス決済により、購入・利用した方に対し、本市予算および付与上限額の範囲内で、決済額の最大20%分のポイントを付与します。

#### (1) ポイントの付与総額

150,000,000円

#### (2) ポイント付与の対象期間

令和4年8月1日(月)から令和4年8月31日(水)まで

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、期間を変更・中止する場合があります。

#### (3) 付与率等

決済額の20%

(1人あたりの期間上限:5,000円分相当、決済1回あたりの還元上限:2,000円分相当)

#### (4) 付与の対象となるキャッシュレス決済

PayPay株式会社(以下、PayPay)のQRコード、バーコード決済

#### (5) ポイント付与の対象とならない商品・サービス等

- ・指定店以外での支払い
- ・国税、地方税、公共料金料等の支払い(税金、水道料金、電気・ガス・水道料金、保険料等)
- ・出資や債務の支払い
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に規定する営業に係る支払い
- ・その他、公序良俗に反するもの、又は本事業の趣旨・目的にそぐわないもの

## 2. 指定店募集要件

以下の(1)～(4)の要件を全て満たす事業者が指定店申請可能です。

(1) 出雲市内に事業所(店舗)をもち、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(個人事業主を含む)であること。

【中小企業者の範囲】

業種	下記のいずれかに該当する会社又は個人事業者	
	資本金	常時雇用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 出雲市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

(3) 以下のいずれかに該当すること

- ① 令和3年度出雲のお店応援プレミアム付商品券の指定店となった者
- ② 令和3年度出雲市中小企業者等事業継続支援給付金の給付を受けた者
- ③ 令和4年度出雲市中小企業者等事業復活支援給付金の給付を受けた者
- ④ 令和3年度島根県中小企業等事業継続特別給付金の給付を受けた者
- ⑤ 令和3年度島根県飲食店等事業継続特別給付金の給付を受けた者
- ⑥ 令和3年度島根県飲食店等時短要請協力金の給付を受けた者
- ⑦ 国の事業復活支援金の給付を受けた者

(4) PayPayのキャッシュレス決済を導入している者

ただし、PayPayに加盟していない事業者についても、新たにPayPayに加盟していただければ、指定店となることができます。

※加盟店登録にはPayPay独自の基準による審査があり、加盟いただけない場合がございます。

※新規加盟店審査に日数が掛かる場合がございますので、お早めに加盟店申込をお願いします。

【PayPay加盟店申込先(出雲市内中小企業者・小規模事業者専用窓口)】

○電話番号	0120-955-197(本市専用申込先)
○開設期間	令和4年6月2日～令和4年6月28日 ※本期間を過ぎると、上記番号を通じての申込はできません。
○本申込先の営業時間	10:00～19:00(土日除く)
【参考】加盟にあたって必要なコスト等(本案内送付時時点)	
・初期導入費用	0円(置型QRコードの場合)
・決済手数料	取引金額の「1.60%」又は「1.98%」(税別)
・入金手数料	0円
・振込手数料	月末締め・翌日振込(月1回)の場合、無料
・決済金額の振込	月末締め翌々営業日入金(基本プランの場合)

### (5)【重要事項】指定店になることができない事業者

※上記(1)～(4)すべての要件を満たした場合でも、下記業種は対象外となります。

・コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア

- ・競輪及び競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業
- ・場外馬券売場、場外車券売場、競輪及び競馬等予想業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業の一部又は第5項に規定する性風俗関連特殊営業に属する事業  
(例:キャバレー、ぱちんこ屋、まあじやん屋、性風俗関連特殊営業など)
- ・宗教、政治・経済・文化団体が事業を実施する場合

### <注意事項>フランチャイズ等店舗の申請について

- ・大企業の屋号を借りる等のフランチャイズ契約等を行っている事業者については、本社の意向により指定店となることができない可能性がありますので、事前にご相談ください。

## 3. 申込方法

次の書類を下記の申込先に郵送していただくか、しまね電子申請サービスにて申請してください。

- ・出雲市キャッシュレスポイント還元消費喚起事業 指定店登録申請書

※市内に複数の店舗を有する場合は、店舗ごとに申請していただく必要があります。

- ・各種給付金の給付決定通知書の写し

※詳細は、出雲市キャッシュレスポイント還元消費喚起事業 指定店登録申請書をご覧ください。

### 【スマートフォンからのお申込み】

- ・下記QRコードをお読み取りのうえ、お申込みください。

しまね電子申請  
サービス QR コード



### 【パソコンからのお申込み】

- ・GoogleやYahoo等の検索エンジンで「しまね電子申請サービス 出雲市」で検索し、HPをクリック
- ・検索キーワードに「キャッシュレス」と入力し、「絞り込みで検索する」をクリック
- ・手続き名をクリックし、お申込みください。

<URL>

[https://s-kantan.jp/city-izumo-shimane-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=10954](https://s-kantan.jp/city-izumo-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10954)

### 【申込期限】6月28日(火) 必着

※期限を過ぎた申請は受け付けることができませんので、十分ご注意ください。

【郵送先】 出雲市商工振興課 キャッシュレスポイント還元消費喚起事業 担当者宛

〒693-8530 出雲市今市町70番地

#### 4. 申込後の流れについて

- ・7月中旬 市から指定店として登録した店舗に指定店登録証を送付します。
- ・7月28日～31日頃 PayPay株式会社から下記広報キットを送付します。

##### 【PayPay株式会社から送付される広報キット一覧】

No.	品名	数量	サイズ
①	ポスター	1枚	A4
②	三つ折りチラシ	50部	175mm×67mm
③	チラシストッカー	1セット	205mm×78mm×28mm
④	のぼり(ポール、重石は付属していません。)	1枚	450mm×1500mm
⑤	ドアステッカー	1枚	A6
⑥	挨拶状、取扱説明書	1セット	A4

- ・8月1日～8月31日 上記広報キットを店頭に掲示してください。

※キャンペーン開始前に掲示しないでください。

※キャンペーン終了後は必ず撤去してください。

- ・期間内にPayPay株式会社による決済があった場合、後日当該消費者にポイントが還元されます。
- ・後日PayPayの加入プランに基づき、指定されている口座に入金がございます。

#### 5. 市による消費者向け広報について(予定) ※都合により変更する場合がございます。

本事業は、市民をはじめとした消費者に対し、下記のとおり広報を予定していますので、ぜひ指定店にお申込みください。

- ・新聞広告(2社×2回を予定)
- ・JR出雲市駅及び電鉄出雲市駅へのキャンペーンポスターの設置
- ・一畑電車における走行電車への中吊り広告の設置
- ・CM放映(山陰中央テレビジョン放送、日本海テレビジョン放送、出雲ケーブルビジョン、雲州わがごとこテレビ)
- ・市役所北東の懸垂幕塔への懸垂幕の掲示
- ・キャンペーンに係るチラシの全戸配布
- ・市民向け説明会の開催
- ・指定店の店舗情報をPayPay株式会社のホームページ、アプリ等へ掲載
- ・インターネット広告の掲載 他

#### 6. 問合せ先

出雲市商工振興課(〒693-8530 出雲市今市町70番地)

【電話】0853-21-6572 【FAX】0853-21-6838

【メールアドレス】shoukou@city.izumo.shimane.jp

※メールでの指定店申込は受け付けておりませんので、ご注意ください。